

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
43	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項	旅館業の営業の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法施行令第1条による構造設備の基準を満たすこと。
- (2) 法第3条第2項（構造基準不適合，設置場所の不衛生，申請者の不適合）に該当しないこと。
- (3) 法第3条第3項（周辺施設環境を著しく害するおそれ）に該当しないこと。
- (4) 盛岡市旅館業法施行条例第4条に規定される衛生措置及び構造設備の基準を満たすことのできる施設であること。
- (5) 法施行規則第1条による申請書及び図面について，盛岡市旅館業法施行細則第2条に基づく旅館業営業許可申請書により提出すること。

2 標準処理期間は，20日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は，申し出てください。